

## 平成29年米子市議会12月定例会議案

平成29年12月1日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
79	専決処分について（平成29年度米子市一般会計補正予算（補正第3回））	財 政	処分年月日 平成29年10月2日 明細別紙
80	米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員に係る育児休業期間について拡充が行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>非常勤職員について、子が2歳に達する日まで育児休業をすることが特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するときとすることとする。</p> <p>(1) 当該非常勤職員又はその配偶者が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合</p> <p>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p>
81	米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	固定資産税 経済戦略	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定めるところにより、地域経済牽引事業を行う者について、その事業の用に供する施設に係る固定資産税の課税の免除を行うこととするため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 地域経済牽引事業のための施設を設置し</p>

			<p>た事業者について、当該施設に係る固定資産税の課税を一定の期間免除することとする。</p> <p>※地域経済牽引事業</p> <p>自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業</p> <p>2 1により固定資産税の課税が免除される施設については、米子市大規模再生可能エネルギー発電設備の設置の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例は適用しないこととする。</p>
8 2	米子市立小学校等設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育総務	<p>平成30年4月1日付けで市立米子養護学校を鳥取県に移管することに伴い、市が設置する特別支援学校を廃止しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 条例の題名を「米子市立学校設置条例」に改めることとする。</p> <p>2 市が設置する学校のうち、「特別支援学校」を廃止することとする。</p>
8 3	米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について	健康対策	<p>平成30年4月1日付けで米子市母子生活支援施設（コスモス）を民間に移管することに伴い、市が設置する母子生活支援施設を廃止しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>市が設置する児童福祉施設のうち、「母子生活支援施設」を廃止することとする。</p>
8 4	損害賠償の額の決定に係る和解について	福祉	<p>法律上、市の義務に属する生活保護関連業務による損害賠償の額の決定に係る和解をしようとするもの</p> <p>事件名 平成27年（ワ）第76号 損害賠償請求事件</p>

係属裁判所 鳥取地方裁判所米子支部

相手方（原告） 西伯郡南部町在住の個人

請求の原因（概要）

生活保護窓口に申請のために米子市福祉事務所を訪れた原告について、同事務所はその生活の困窮ぶりを認識しながら当該申請を受け付けず、これにより、原告に身体的・精神的に高度な後遺障害が残った。

同事務所が原告の申請に応答しなかったことにつき、その違法性は明らかであり、損害賠償請求をする。

和解条項の要旨

- 1 米子市は、原告に重篤な脳障害が生じ、就労困難な状態にあることにつき、遺憾の意及び原告に対する心からのお見舞いの意を表明する。
- 2 米子市は、今後とも、次の点に留意して、生活保護行政を行うことを確認する。
  - (1) 生活保護担当者への教育を充実し、従前と同様に、生活保護窓口に相談に訪れた方の個々の特性に配慮し、事案に応じて、事後の支援をする等きめ細やかな対応を心がけること。
  - (2) 「米子市内に住民票上の住所がなければ、又は米子市内に住んでいないと、生活保護は申請できない」という説明をしないこと。
- 3 米子市は、原告に対し、見舞金として90万円を支払う義務があることを認める。
- 4 米子市は、原告に対し、平成30年1月末日限り、3の金員を支払う。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告と米子市は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、各自の負担とする。

85	米子勤労者体育センターの指定管理者の指定について	商 工	米子勤労者体育センターの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 ファミリーイナダ株式会社 代表取締役 稲田 二千武 指定の期間 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
86	平成29年度米子市一般会計補正予算(補正第4回)	財 政	明細別紙
87	平成29年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算(補正第2回)	財 政	明細別紙
88	平成29年度米子市下水道事業特別会計補正予算(補正第2回)	財 政	明細別紙
89	平成29年度米子市農業集落排水事業特別会計補正予算(補正第1回)	財 政	明細別紙
90	平成29年度米子市介護保険事業特別会計補正予算(補正第2回)	財 政	明細別紙
91	平成29年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1回)	財 政	明細別紙
92	平成29年度米子市和田浜工業団地整備事業特別会計補正予算(補正第1回)	財 政	明細別紙